

県費負担教職員に係る自家用自動車の公務使用に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公務の円滑な執行に資するため、東浦町立学校に勤務する県費負担教職員（以下「学校職員」という。）が出張に際し、職員等の旅費に関する条例（昭和29年愛知県条例第1号。以下「旅費条例」という。）第17条第2項に規定する自家用自動車を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「自家用自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で次に掲げるものをいう。

(1) 学校職員が所有する自動車

(2) 学校職員の親、配偶者等が所有する自動車のうち、学校職員が日常使用しているもの

(3) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）による割賦等で購入した普通自動車のうち、学校職員が日常使用しているもの

2 この要領において「公務使用」とは、公務に利用するため自家用自動車を運転して旅行することをいう。

(届出の手續)

第3条 学校職員は、公務使用をしようとする場合には、第3項各号の要件を確認した上、校長に対して、あらかじめ運転免許証及び任意保険の加入を証明する書類を提示するとともに公務使用に係る自家用自動車届出書（様式第1。以下「届出書」という。）を提出しなければならない。

2 学校職員は、公務使用中の交通事故には、学校職員の自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害賠償することとなることを十分に認識しなければならない。

3 校長は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めた場合には、届出書を受理してはならない。

(1) 自家用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく点検及び整備をせず、又は検査を受けていない場合

(2) 自家用自動車に学校職員を対象とする任意保険として、保険金額1億円以上の対人賠償保険及び保険金額500万円以上の対物賠償保険に加入していない場合

(3) 学校職員が、運転免許を受けた日から1年を経過していない場合

(4) 学校職員が、交通事故を起こし、若しくは交通法規に違反したことにより、刑法（明治40年法律第45号）若しくは道路交通法に基づく刑罰を科せられてから1年を経過していない場合、同法第103条に基づく運転免許の取消しを受け運転免許を再取得してから1年を経過していない場合又は運転免許の効力の停止期間を終えてから1年を経過していない場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、不適当と認められる特別の事由がある場合

4 学校職員は、届出書が受理された場合において、前項各号のいずれかに該当する事由が生じたときには、速やかに校長に対して、公務使用に係る自家用自動車取消

届出書（様式第2）を提出しなければならない。

- 5 学校職員は、届出書が受理された場合において、公務使用をする自家用自動車を変更したときには、校長に申し出て、当該届出書を朱書訂正しなければならない。

（公務使用の手続）

第4条 届出書が受理された場合において、公務使用をしようとする学校職員（以下「運転者」という）は、あらかじめ旅行命令書（職員等の旅費支給規則（昭和29年愛知県規則第10号）様式第1）に必要事項を記載して申請を行い、校長の承認を受けなければならない。

- 2 運転者は、前項の申請に当たり、当該自家用自動車に同乗して出張する職員（以下「同乗者」という。）がある場合には、旅行命令書に同乗者の職氏名（同乗者が異なる学校に属する場合にあつては、同乗者の学校名及び職氏名）を記載しなければならない。

- 3 校長は、公用車がない場合又はその利用が困難な場合であつて、次の各号のいずれかに該当し、公務使用を必要と認めたときには、第1項の承認をすることができる。

- (1) 公共交通機関がないとき又は著しく不便なとき。

- (2) 緊急の用務又は災害発生による用務であつて、公共交通機関の利用が著しく行政能率を低下させるとき。

- (3) 勤務時間外における用務であつて、公共交通機関の利用が著しく行政能率を低下させるとき。

- (4) 多量の書類や荷物等を運搬する用務であつて、公共交通機関の利用が著しく行政能率を低下させるとき。

- (5) 用務先が多く目的地にわたる用務であつて、公共交通機関の利用が著しく行政能率を低下させるとき。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、業務上特に必要な用務であつて、公共交通機関の利用が著しく行政能率を低下させるとき。

- 4 校長は、第1項の承認に当たり、届出書が受理されていることを確認しなければならない。

- 5 校長は、交通事故の防止や運転者の安全確保の観点から、自家用自動車の公務使用の必要性を十分に検討した上で承認を行わなければならない。

- 6 校長は、運転者が、病気、けが等で長期の療養休暇を受け、職場復帰後間もないとき又は健康状態が良好でないときには、公務使用を承認してはならない。

- 7 運転者は、安全運転に努めるとともに、公務使用を終えるまでは、職務に専念し、住民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（同乗の手続）

第5条 同乗者は、あらかじめ旅行命令書に必要事項を記載して同乗の申請を行い、校長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、同乗者は、旅行命令書に運転者の職氏名を記載しなければ

ならない。この場合において、運転者が異なる学校に属する場合にあつては、運転者の学校名及び職氏名を記載するとともに、第3第1項の届出書の写しを添付しなければならない。

(旅費等の取扱い)

第6条 公務使用及び同乗に伴う旅費は、旅費条例の定めるところによる。

2 自家用自動車に係る購入費用、燃料費用、自動車税、自動車損害賠償責任保険及び任意保険の保険料、交通事故に伴う保険料の割増分、車検費用、交通反則金等の諸費用は、学校職員が負担する。

(損害賠償)

第7条 公務使用の承認を受けた学校職員が、公務使用中に当該自家用自動車により他人の生命若しくは身体又は財物を害した場合における損害賠償については、当該学校職員が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により損害を賠償する。ただし、損害賠償額が当該保険金額を超える場合は、当該学校職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その超える額について東浦町が負担する。

2 公務使用中に交通事故を起こした学校職員は、直ちに、負傷者の救護、危険防止の措置及び最寄りの警察署への報告を行うとともに、校長への報告及び協議、加入する任意保険会社への連絡その他の必要な措置を取らなければならない。

3 校長は、交通事故を起こした学校職員と対応を協議するとともに、職員の交通事故報告について（平成6年3月30日付け6教総第105号、6教職第127号教育長通知）に定める交通事故報告を行い、交通事故の相手方との示談解決に向けて努力するものとする。

(自家用自動車の修繕)

第8条 公務使用の承認を受けた学校職員が、公務使用中に当該自家用自動車を損傷した場合には、当該学校職員に故意又は重大な過失がある場合を除き、その修繕に要する経費（相手方のある事故にあつては、相手方からの賠償額を除いた金額をいい、自損事故にあつては、全額をいう。）のうち自己負担分（車両保険で補てんされる場合には、車両保険で補てんされる額を差し引いた額をいい、公立学校共済組合愛知支部及び財団法人愛知県教育職員互助会から災害見舞金及び災害見舞金附加金が給付される場合には、給付される額を差し引いた額をいう。）について東浦町が負担する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、自家用自動車の公務使用について必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、平成14年10月1日から施行する。

2 県費負担教職員に係る自家用車の公務使用に関する取扱要領は、平成14年9月30日廃止する。

3 この要領の施行の日から平成14年11月30日までにおける第3条第3項第2号の

規定の適用については、同号中「１億円」とあるのは「８,０００万円」に、「５００万円」とあるのは「２００万円」とする。

附 則

この要領は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第3条関係）

年 月 日

職 名
氏 名

公務使用に係る自家用自動車届出書

自家用自動車の公務使用に関する取扱要領の規定に基づき、下記のとおり、公務使用する自家用自動車を届け出ます。

記

1 自家用自動車

メーカー名	車 名	登録番号

2 要領第3の要件

道路運送車両法	点検・整備・検査	
	実施済	
任 意 保 険 ※1	対人1億円以上・対物5百万円以上	
	加入済	
運 転 免 許 ※2	運転免許を受けた日	免許から1年
	昭和・平成 年 月 日	経過済
刑罰又は行政処分	刑罰から1年・免許取消し再取得から1年・免許停止から1年	
	なし又は経過済	

- ※1 公務使用中に交通事故を起こした場合には、職員の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）及び任意保険により損害賠償することとなるため、内容を十分に確認するとともに、届出時に、任意保険の加入を証明する書類（例：保険証券、契約内容が記載されたカード又ははがき、Webページ上の契約内容を印刷したもの等）を提示してください。
- ※2 届出時に、運転免許証を提示してください。

様式第2（第3条関係）

年 月 日

職 名
氏 名

公務使用に係る自家用自動車取消届出書

自家用自動車の公務使用に関する取扱要領の規定に基づき、下記のとおり、公務使用に係る自家用自動車の届出を取り消します。

記

1 自家用自動車

メーカー名	車 名	登録番号

2 取消しの事由